

暮らしに役立つ情報を届ける生活情報誌

せたがや

消費生活センターだより

2023年
(令和5年)

6月号

No. 238

p.2~3 悪質なステマ広告と真っ当なアフィリエイト広告の違い
仕組みや特徴を正しく理解して騙されない消費者になろう!

p.4~5 高齢者見守り通信
リバースモーゲージとリースバック ~知っておきたい仕組みや注意点~
急増!定期購入のトラブルにご注意を!

p.6 クレジットカードの不正利用に注意!
エシカルコラム
気づけば減らせる食品ロス ~毎日の食事を見直してみよう~



世田谷区消費生活センター 相談窓口のご案内

相談専用電話

高齢者(65歳以上)専用電話

☎ 03-3410-6522 ☎ 03-5486-6501

相談日時 ※祝・休日、年末年始を除く

[お願い] まずはお電話でのご相談をご利用くださいますようお願いします。

月曜～金曜(電話・来所) 午前9時～午後4時30分
土曜(電話のみ) 午前9時～午後3時30分



日曜・祝日は消費者ホットライン

☎188 午前10時～午後4時(国民生活センター) ※年末年始を除く

消費者庁消費者ホットライン188イメージキャラクター イヤヤン

世田谷区消費生活センター
(三軒茶屋分庁舎3階)
世田谷区太子堂2-16-7

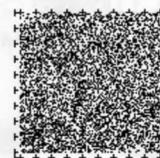


世田谷線「三軒茶屋駅」徒歩3分
田園都市線「三軒茶屋駅」北口A徒歩1分
バス すべて「三軒茶屋」バス停下車

回覧

ホームページでの情報提供 <https://www.city.setagaya.lg.jp/>

世田谷区公式HP → 目次から探す → くらし手続き → 消費生活



悪質なステマ広告と真っ当なアフィリエイト広告の違い

仕組みや特徴を正しく理解して騙されない消費者になろう！

クロスワーク株式会社 代表 笠井北斗

アフィリエイトが世に出始めた1999年より日本と米国でアフィリエイトビジネスに携わり続け、アフィリエイト歴20年以上となるアフィリエイトプログラムの専門家。アフィリエイターとしての活動に加え、広告主や代理店、ASPのアフィリエイト広告出稿支援も行う。日本アフィリエイト協議会（JAO）2022年度の代表理事を務める。



ステルスマーケティングとは？

ステルスマーケティング（以下ステマ）という言葉をご存じでしょうか。なんとなく聞いたことがある、という方は多いかと思いますが、ステマの意味や特徴まで詳しく説明できるという方はなかなかいらっしゃらないのではないでしょうか。

“広告であることが消費者にとって分かりにくいマーケティング手法”が一般的にステマと呼ばれていますが、日本では実はステマの法律上の定義は無く、ステマ自体も違法行為でもありません。しかし2022年末、消費者庁の有識者検討会がステマを規制する必要ありとの報告書を取りまとめたことで、消費者庁では景品表示法でステマを定義し規制する方向で動き出しています。

具体的には景品表示法でステマを「一般消費者が事業者の表示であることを判別することが困難である表示」と定義し、2023年秋頃までに規制を始める予定です。これにより、例えばインフルエンサーが企業から依頼されて商品をSNSで紹介する際には、投稿内に「広告」や「A社から商品の提供を受けて投稿しています」といった表示が求められるようになります。

消費者側からすれば企業からお金や商品をもらって投稿しているのか、それとも自主的な意思で投稿されたのか、より判別しやすくなります。

また、ステマに手を染める悪質な事業者は景品表示法で行政処分されるようになりますので、ステマ自体も減っていくことが期待されます。

ステルスマーケティングの流れ

企業

広告料等を支払い、宣伝を依頼



インフルエンサー (世間への影響力が大きい人物)

「広告」等の表示をせずSNSなどで商品の感想を投稿



消費者

商品を購入



アフィリエイト広告とは？

ステマ規制に関する報道の中でもよく出てくる言葉の1つが、成果報酬型のインターネット・マーケティングである「アフィリエイト広告」です。アフィリエイト広告はサイトやブログを運営する第三者（いわゆるアフィリエイター）が、広告主の商品・サービスを新しいアイデアや消費者目線で紹介し、販売や申込につながった時だけ広告費（成果報酬）が発生するという仕組みになっています。

日本でもようやく法規制が進んできた悪質なステマとは違い、アフィリエイト広告は広告主にとっても消費者にとってもメリットのある仕組みのため、取り組まれる個人・法人も年々増加し市場規模も拡大し続けています。消費者庁の有識者会議が出した報告書内にも「アフィリエイト広告そのものが問題のある広告手法ではない」と明記されています。

ただし、アフィリエイト広告そのものは問題のある広告手法ではありませんが、アフィリエイターの中には成果報酬欲しさに虚偽・誇大な表示を行う人達もいます。過去には健康食品が病気に効くと自身のサイトで宣伝していたアフィリエイターが書類送検されたり、化粧品を塗るだけでシミが消えると宣伝していたアフィリエイターの表示内容に消費者庁から注意喚起が出されたこともあります。

こうした悪質なアフィリエイターによる問題表示を無くすため、消費者庁は2022年6月に景品表示法の「事業者が講すべき景品類の提供及び表示の管理上の措置についての指針」を改訂し、広告主に対してアフィリエイトサイト上で不当表示がなされないよう、必要な措置を講じることを求めていました。

また、業界団体である一般社団法人日本アフィリエイト協議会でも、悪質なアフィリエイト関係者の排除や、これからアフィリエイトを始める方向けの無料オンライン講座の定期開催等、日本のアフィリエイト広告ビジネスを健全に成長させるために様々な取り組みを行っています。

悪質なステマと問題のあるアフィリエイト広告に騙されないためには？

悪質な事業者には行政処分を経ずに罰金を科す直罰規定や、悪質事業者に対する課徴金の引き上げが景品表示法の改正案に盛り込まれる等、消費者行政側も悪質なステマや問題のあるアフィリエイト広告の撲滅に向け積極的に取り組んでいます。ただ消費者側も、問題のある事業者の商品やサービスの広告表示に騙されないよう注意する必要があります。中でも消費者がとくに注意すべきのが、『美と金ジャンルの“だけ”表示』です。

『美と金ジャンルの“だけ”表示』とは、健康食品や化粧品、エステなどの美容系ジャンルと、副業や投資などの金儲け系ジャンルのことで、これらのジャンルは悪質なステマや問題のあるアフィリエイト広告が多く、消費者がトラブルに遭いやすくなっています。こうした美容や金儲けジャンルの表示で、「〇〇を飲む“だけ”で痩せる」「□□を塗る“だけ”でシミが消える」「△△を使う“だけ”でお金が稼げる」というように、その商品やサービス“だけ”で大きな成果を得られるかのようなものを見かけたら、安易に信じないようにしましょう。

1つの商品・サービスだけで肉体や資産が劇的に変化する！
なんてうまい話はまずあり得ません。SNSや動画サイトの投稿で『美と金ジャンルの“だけ”表示』を見かけたら、それは悪質なステマかもしれません。騙されないようご注意頂ければと思います。



クレジットカードの不正利用に注意！



自分のクレジットカードが不正に使われる「クレジットカードの不正利用」にはフィッシング詐欺など様々な手口があり、それらの被害額は過去最悪となりました。カードの番号等の情報が盗まれて利用されてしまう「番号盗用」による被害が全体の9割以上を占めており(※1)、特に注意が必要です。

また、「番号盗用」による被害額は年々増加しており(※1)、いつあなたが狙われてもおかしくありません。近年は詐欺サイトやメール、SMSも巧妙化し、一目では詐欺と判別がつきません。個人情報やクレジットカード番号などを入力する際は、一度手を止め、家族や知人、消費生活センターに相談しましょう。ほんの少しの“気づき”があなたの財産を守ることにつながります。

(※1)一般社団法人日本クレジット協会の調査結果に基づく統計

エシカルコラム

気づけば減らせる食品ロス～毎日の食事を見直してみよう～

日本では、食品の半分以上を輸入に頼っているにも関わらず、食べ残しや口に合わないなどの理由で年間522万トンの食品が破棄されており、世田谷区では家庭から年間約1万トンの食品が廃棄されています。

食品ロスは、ただ単に「もったいない」だけでなく、食品の生産・加工・運搬・保管・廃棄に使われたエネルギーが全て無駄になってしまいます。

食品ロスは、日々のちょっとした行動で減らすことができます。皆さんも日々の生活から実践してみてください。

食品ロスを減らす 3つのポイント

家庭から出る食品ロスの
半分は食べ残し



買いすぎない



作りすぎない



注文しすぎない

今からできる 食品ロス削減の 取り組み！

- ★ 買い物する前に冷蔵庫を確認しよう！
 - ★ 料理を作るときは家族で話し合おう！
 - ★ 賞味期限は「美味しく食べられる目安」
 - ★ 外食の時は量の調整や持ち帰りができるかをお店の人聞いてみよう！
- ⇒美味しく食べ切って食品ロスを減らしましょう！



世田谷区食品ロス推進計画についてはこちらから



清掃・リサイクル部事業課
電話番号 03-6304-3253

発行：世田谷区経済産業部消費生活課 年4回（3月・6月・9月・12月）発行 聴覚等が不自由な方は、ファクシミリでお問い合わせください。

〒154-0004 世田谷区太子堂2-16-7 区役所三軒茶屋分庁舎3階 電話 03-3410-6521・6523 ファクシミリ 03-3411-6845

『消費生活センターだより』は、区役所、総合支所、出張所、まちづくりセンター、図書館、区民センター、地区会館等で配布しています。

消費生活センターの各事業は、区のホームページからご覧いただけます。